



ワールド・エコノ・ムーブ・ロボ (ロボノムーブ)

無人案

《第1章》 理念

本規定はWorld Econo Moveの理念の元に、その発展版として開催する自動運転。遠隔運転部門の為の特別規定である。すべての参加者は、本規定を理解したうえで、これを遵守することに同意したものとする。

第1条 プログラム

202X 年 3 月XX 日(月) エントリー締め切り

202X 年 5 月 3 日(月) 受付、車検、公式練習 ※ライト部門と混走

202X 年 5 月 4 日(火) 本戦、表彰式 ※ライト部門と混走

第2条 大会の名称

『World Econo Move ROBO (ロボノムーブ)』 以下、本規定においては「エコノムーブ・ロボ」と称する。

—
(略)

第5条 特別共催(予定)

ファクトリージマス、ほか(順不同)

(略)

第10条 競技クラス

Aクラス 自動運転クラス。スタート時以降ゴールまで、全ての操作を行ってはならない。競技中の車両には人は搭乗しない。

Rクラス 遠隔操作クラス。車外より車両の操作を行うことが出来る。競技中の車両には人は搭乗しない。

※搭乗すべきか？

《第3章》 競技概要

この競技は与えられたエネルギーをいかに上手に使い切り、無人で走行可能かを競うものであり、創意工夫、知的挑戦のレースである。

第20条 コース

この競技は「大瀧村ソーラースポーツライン」の特設ショートコース1.1kmを使って行なわれる。

第21条 競技方法

各チームにイコールコンディションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを使いきって自動あるいは遠隔走行した周回数を競う競技である。202X年の公式バッテリーはFTX4L-BS×2個とする。

第22条 公式練習

202X年5月4日にショートコース(1周1.1km)において公式練習を行う。

- 2 第27条に示す規定により本戦が中止になった場合、公式練習の結果が公式成績となる。
- 3 公式練習は支給される公式バッテリーを用いる。公式練習終了後のバッテリーの充電は各自が行ってもよい。

第23条 スタート

原則としてグリッドからの一斉スタートとし、スターティンググリッドは公式練習の成績順とする。

- 2 公式練習(第22条、参照)のスタートは、エントリー順とする。

第24条 競技終了

競技時間は30分とし、終了時間までに終えた周回数を以て記録とする。

- 2 時間終了後の周回はカウントしない。
- 3 同一周回数の場合の順位は、最終ラップの通過順とする。

第25条 走行

原則としてすべての競技車両は左側走行とする。

- 1 原状復帰が可能で、他の車両の走行の妨げとならない範囲で、コースにマーカーや発信器を設置しても構わない。

2. Rクラスのみコース外に補助操作員を置くことができる。
3. いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。
4. 競技時間中の修理は、所定の場所においてのみ可能とする。
5. ピットゾーンを除き、ドライバー及びオフィシャル以外は、いかなる場合も競技車両に触れることは許されない。
6. すべての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー、公式記録員の車両がコース内を走行することを承知していなければならない。

(略)

《第4章》 車両規則

本競技はエコノムーブの発展型の姉妹レースとして開催される。本レースを通じて車両の自動制御技術や遠隔操作技術、車体の製作や調整、更にはエネルギーマネジメントを学ぶ事を目的とする。

第29条 シャシー・ボディ

ワールドエコノムーブまたはワールドエコノムーブ・ライトの規定にあったものとする

車検時にドライバーが乗り込めることを証明しなくてはならない。

(略)

第33条 電装品及び他のエネルギー源

1. 電気配線は、車検にて外からそのとりまわしが確認できる状態でなければならない。例えばパイプ等の中を通したりしてはならない。
2. 乾電池も含めて、支給されたバッテリー以外のいかなるエネルギー源も走行用に搭載してはならない。自動運転及び遠隔運転に関わる装置の電池は、いずれも独立配線が確認できるものに限り搭載を認める。電池は常温で使用することとし、事前の加熱は認められない。
3. 人力を含めて、走行の補助となりうる機構又は装備は一切認められない。
4. 他のエネルギー源が搭載されていると疑われる構成、部分がある場合は、車検に合格できない場合がある。但し、駆動用モーターによる回生制動は、省エネ走行をテーマとする本大会の主旨に合致しているので推奨する。

第34条 安全性

1. 全ての車両は外部の操作機器から通信がある時だけ走行できるものとする。操作機器との通信が途絶えたらただちに停止する機能を持たなければならない。
2. フロントにバンパーを設置し、車両がなにかに接触した時にただちに停止する機能を持たなければならない。
3. 前2項により停止した車両を再始動する場合はコースマーシャルの許可を得なければならない。
4. 縦横10cm以上、または直径10cm以上の大きさの強制停止ボタンを車両上部に設置しなければならない。
5. カメラにより乗用車同等の視界を確保しなければならない。
6. 車両にはチャイム等による接近警報装置を付けなければならない。

(略)

第37条 ドライバーの体重

ドライバーの体重は60kgとし、車検時に車両が大きく変形してはならない。競技中はドライバーの乗車ならびにウエイト等を積む必要はない。

《第5章》 その他

第38条 失格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。

1. 走行中に手押し又は足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。
2. 外部の通信が途絶えた際、および接触した時の自動停止機能が動作しなかった場合。
3. バッテリーの封印開封、またはケースの破損が見られた場合。
4. 公式練習及び本戦にて、支給されたエネルギー源以外で走行を補助するとみなされる動力源が用いられたことが確認された場合。
5. 競技委員の指示に従わなかった場合。
6. 審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

(略)